

(新)	(旧)
看護職員資質向上支援事業補助金交付要綱	看護職員資質向上支援事業補助金交付要綱
第 1 条～第 9 条 略	第 1 条～第 9 条 略
<u>(申請の取下げ)</u>	
<u>第 1 0 条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第 8 条の規定による交付の決定の通知を受けた日から 30 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。</u>	
(補助金の概算払)	(補助金の概算払)
第 <u>1 1</u> 条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。	第 <u>1 0</u> 条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。
2 前項の規定により概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第 7 号様式） 1 部を知事に提出しなければならない。	2 前項の規定により概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第 7 号様式） 1 部を知事に提出しなければならない。
(補助金の交付の決定の取消し)	(補助金の交付の決定の取消し)
第 <u>1 2</u> 条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すものとする。	第 <u>1 1</u> 条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すものとする。
(1) 受講者が研修等を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。	(1) 受講者が研修等を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
(2) 第 4 号様式で定めた受講者活用計画を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。	(2) 第 4 号様式で定めた受講者活用計画を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
(3) 第 4 号様式で定めた受講者活用計画に定めた計画期間において、受講者が所属する病院等を開設する法人を退職し、又は、県外に所在する病院等へ異動したとき（やむを得ない理由と知事が認める場合を除く。）。	(3) 第 4 号様式で定めた受講者活用計画に定めた計画期間において、受講者が所属する病院等を開設する法人を退職し、又は、県外に所在する病院等へ異動したとき（やむを得ない理由と知事が認める場合を除く。）。
(4) その他知事が必要と認めるとき。	(4) その他知事が必要と認めるとき。
(事業計画変更申請)	(事業計画変更申請)
第 <u>1 3</u> 条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る事業の内容又は経費の配分の変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（第 8 号様式） 1 部を知事に提出しなければならない。<u>ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。</u>	第 <u>1 2</u> 条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る事業の内容又は経費の配分の変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（第 8 号様式） 1 部を知事に提出しなければならない。<u>ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。</u>
<u>(1) 事業の内容の変更を伴わない補助金の額の 2 0 % 以内の減額</u>	
<u>2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。</u>	
	(軽微な変更)
	第 <u>1 3</u> 条 前条のただし書きの軽微な変更とは、次に掲げる<u>変更以外</u>の変更とする。
	<u>(1) 補助事業の内容の著しい変更</u>
	<u>(2) 補助金の交付決定額の 2 0 % を超える減額</u>

(指示及び検査) 第 1 4 条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。 <u>(状況報告)</u> <u>第 1 5 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。</u> (事業実績の報告) 第 <u>1 6</u> 条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業の完了した日から起算して 3 0 日を経過する日又は決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類 1 部を知事に提出しなければならない。 (1) 事業実績報告書 (第 <u>10</u> 号様式) (2) 資質向上支援事業精算額調書 (第 <u>11－1</u> 号様式、第 <u>11－2</u> 号様式) (3) 対象経費の実支出額算出内訳 (第 <u>12</u> 号様式) (4) 研修等機関が発行する研修等修了証の写し (5) 収支決算書 (6) 助成証拠書類 (7) その他知事が必要と認める書類 (補助金の確定及び交付) 第 <u>1 7</u> 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面で通知するものとする。 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、精算払請求書 (第 <u>13</u> 号様式) を知事に提出しなければならない。 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第 <u>1 1</u> 条第 1 項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。 4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。 (補助金の返還) 第 <u>1 8</u> 条 知事は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。 (1) 第 6 条の規定による条件を満たさなかった場合 (2) 第 <u>1 2</u> 条の規定による補助金の交付の決定の取消しが行われたとき。 (3) 第 1 4 条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。 (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 2 知事は、第 <u>1 7</u> 条の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該額の補助金の返還を命ずる。	(指示及び検査) 第 <u>1 4</u> 条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。 (事業実績の報告) 第 <u>1 5</u> 条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業の完了した日から起算して 3 0 日を経過する日又は決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類 1 部を知事に提出しなければならない。 (1) 事業実績報告書 (第 <u>9</u> 号様式) (2) 資質向上支援事業精算額調書 (第 <u>10－1</u> 号様式、第 <u>10－2</u> 号様式) (3) 対象経費の実支出額算出内訳 (第 <u>11</u> 号様式) (4) 研修等機関が発行する研修等修了証の写し (5) 収支決算書 (6) 助成証拠書類 (7) その他知事が必要と認める書類 (補助金の確定及び交付) 第 <u>1 6</u> 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面で通知するものとする。 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、精算払請求書 (第 <u>12</u> 号様式) を知事に提出しなければならない。 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第 <u>1 0</u> 条第 1 項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。 4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。 (補助金の返還) 第 <u>1 7</u> 条 知事は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。 (1) 第 6 条の規定による条件を満たさなかった場合 (2) 第 <u>1 1</u> 条の規定による補助金の交付の決定の取消しが行われたとき。 (3) 第 1 4 条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。 (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 2 知事は、第 <u>1 6</u> 条の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該額の補助金の返還を命ずる。
--	---

(仕入控除税額の報告) 第 <u>19</u> 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書（第 <u>14</u> 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。 なお、補助事業者が事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。 (帳簿等の管理) 第 <u>20</u> 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金に関する帳簿を備え関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。 (その他) 第 <u>21</u> 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。 附 則 この要綱は、平成 21 年 6 月 2 日から施行し、平成 21 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、平成 22 年 8 月 24 日から施行し、平成 22 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行し、平成 27 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 17 日から施行し、令和 2 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、令和 6 年 6 月 14 日から施行し、令和 6 年度の補助から適用する <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度の補助から適用する。</u>	(仕入控除税額の報告) 第 <u>18</u> 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書（第 <u>12</u> 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。 なお、補助事業者が事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。 (帳簿等の管理) 第 <u>19</u> 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金に関する帳簿を備え関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。 (その他) 第 <u>20</u> 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。 附 則 この要綱は、平成 21 年 6 月 2 日から施行し、平成 21 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、平成 22 年 8 月 24 日から施行し、平成 22 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行し、平成 27 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 17 日から施行し、令和 2 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の補助から適用する。 附 則 この要綱は、令和 6 年 6 月 14 日から施行し、令和 6 年度の補助から適用する
---	---

